

○久喜市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、パートナーシップの関係にある2人が行うパートナーシップの宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向の対象が異性のみではない者及び性自認が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 双方又は一方が性的少数者であり、相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを約する2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者が、市長に対し宣誓書（第4条第1項第1号に規定する宣誓書をいう。）を提出し、お互いがパートナーシップの関係であることを誓うことをいう。
- (4) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者が、双方又は一方の子（養子を含む。以下「子」という。）と、継続的な共同生活を送っている関係をいう。

(宣誓できる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 双方が成年に達した者であること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は現に他のパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類に双方が記入し、市長に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）
 - (2) パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
- 2 宣誓をしようとする者の双方又は一方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者の立会いのもとで、これを代筆させることができる。
- 3 宣誓書及び確認書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 戸籍抄本（3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が、宣誓をしようとする者の同意を得た上で、市の所有する公簿等により確認できるときは、同項第1号に規定する添付書類を省略することができる。
- 5 市長は、第1項の規定により宣誓書及び確認書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 運転免許証
 - (3) 旅券
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) その他市長が適当と認める書類
(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓において、戸籍上の氏名と併せて通称（氏名以外の呼称で、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称の使用を希望する者は、宣誓書及び確認書を提出する際に、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類の写しを添付するものとする。
- （証明書等の交付）

第6条 市長は、宣誓書及び確認書が提出されたときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ宣誓受付票（様式第3号。以

下「受付票」という。)を交付するものとする。

- 2 市長は、宣誓者の住所が第3条第2号アに該当するときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓証明書(様式第4号。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ宣誓証明カード(様式第5号。以下「証明カード」という。)を交付するものとする。
- 3 市長は、宣誓者が次の各号のいずれにも該当するときは、証明書及び証明カードを交付するものとする。
 - (1) 宣誓した時の住所が、第3条第2号イ又はウに該当し、その後1か月以内に同号アに該当したとき。
 - (2) 前号の場合において、第9条の規定による届出をしたとき。
(ファミリーシップの届出)

第7条 宣誓者及び宣誓をしようとする者は、ファミリーシップにある子の氏名を証明書及び証明カードに記載することを求めることができる。

- 2 前項の規定によりファミリーシップにある子の氏名の記載を希望する者は、ファミリーシップ記載届出書(様式第6号。以下「届出書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
 - (1) ファミリーシップにある子の戸籍抄本(3か月以内に発行されたものに限る。)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、届出書が提出されたときは、証明書及び証明カードに当該子の氏名を記載するものとする。

4 第2項の規定により届出書を提出するときは、ファミリーシップとして証明書及び証明カードに子の氏名を記載することについて、当該子の発達段階に応じて説明を行うとともに、その意思を十分に尊重しなければならない。

5 市長は、第2項の規定により届出書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
(証明書等の再交付)

第8条 宣誓者は、紛失、毀損その他の理由により証明書、証明カード又は受付票(以下「証明書等」という。)の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第7号。以下「再交付申請書」という。)により、証明書等の再交付を申請することができる。

2 市長は、再交付申請書が提出されたときは、必要に応じ、証明書等を再交付するものとする。

(宣誓事項等の変更)

第9条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったとき（次条第1項各号のいずれかに該当するときを除く。）は、パートナーシップ宣誓事項等変更届（様式第8号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした場合において、子の氏名の抹消を行うときには、宣誓者双方が署名し、届け出なければならない。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第9号）に、証明書等を添えて、市長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の双方又は一方が市外に転出したとき。

(4) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、宣誓者に当該証明書等の返還を求めるものとする。

(氏名の抹消)

第11条 第7条第2項の規定により証明書及び証明カードに氏名を記載された子は、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードに関する申立書（様式第10号。以下「申立書」という。）を市長に提出することにより、証明書及び証明カードから自身の氏名を抹消するよう申し立てることができる。ただし、当該子が未成年の場合は、当該子のファミリーシップに係る宣誓者の同意を得なければならない。

2 市長は、申立書を提出した者が本人であることを確認するため、本人であることを確認できる書類で市長が適当と認めるものの提示を求めることができる。

3 市長は、申立書が提出されたときは、宣誓者に対して証明書及び証明カードの返還を求め、申立書を提出した子の氏名を抹消した証明書及び証明カードを交付するものとする。

(自治体間での連携)

第12条 市長は、宣誓者がパートナーシップに係る制度の連携に関する協定を締結している自治体（以下「協定自治体」という。）の区域へ転出する場合において、パートナーシップ宣誓等継続届（様式第11号）を提出したときは、転

出後も引き続きパートナーシップの宣誓をしたものとみなすことができるよう協定自治体と連絡調整を行うものとする。

- 2 市長は、協定自治体から本市に転入した者が、協定自治体においてパートナーシップに係る制度の継続の手続をしたときは、本市においてパートナーシップの宣誓をしたものとみなすことができる。

(周知及び啓発)

第13条 市長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の第6条の規定により交付されている証明書及び証明カードは、それぞれ、この告示による改正後の第6条の規定により交付された証明書及び証明カードとみなす。